



学校生活の規定

愛知県立愛知商業高等学校

教育目標

国家及び社会の有為な形成者として、わが国の産業経済の発展に寄与し得る有能な職業人の育成に努める。そのため次の諸点に留意する。

- ア 創造性と協調性に富み、責任感旺盛な職業人を育てる。
- イ 望ましい勤労観や職業観を養い、与えられた職務を合理的・積極的に遂行する能力と資質の伸長を図る。
- ウ 普通教育の基礎の上に商業に関する専門的知識と技術を習得させるとともに、調和のとれた人格の陶冶に努める。
- エ 郷土や国を愛する心を育て、豊かな情操を養う。

生徒心得

私たちは常に学校生活において民主的な生活を念頭に置き、お互いが責任ある一員としてお互いの人格を尊重し、社会福祉に貢献する精神を養う機会を多く持っている。この機会を活用して、素直な考えと若々しい情熱をもって社会的公民的素地を養成したいと考える。

この生徒心得は上に述べた願いからよき生活への手引きである。

- 1 適切な言語態度を身につけ礼儀を守り品位を保とう。
- 1 他人に対し常に明るく正しい態度で接しよう。
- 1 社会人として必要な知識技能を修めよう。
- 1 規則は厳正に守ろう。
- 1 公共物は特に丁重に扱おう。

学校生活に関する規定

1 一般規定

- (1) 常に愛商生としての自覚と誇りをもって責任ある生活を送る。
- (2) 流行を追うことなく服装規定を守り、清楚で凛とした身だしなみを保つ。
- (3) 礼儀作法を守り、挨拶を励行する。
- (4) 常に公衆道徳を考えて行動し、公共マナーを守って生活する。

2 届出規定

各種の願いと届け

用紙所在	目的	名称	備考
事務室	在学証明書が必要な際	在学証明書交付願	担任の認証を受け、事務室へ提出。
	通学定期券購入時の証明書が必要な際	通学証明書発行願	事務室へ提出。
	卒業見込証明書が必要な際。	卒業見込証明書交付等願	担任の認証を受け、事務室へ提出。
生徒指導室	学割証が必要な場合	学割証交付願	担任の認証を受ける。
	自転車通学希望者	自転車通学許可願	生徒指導課へ提出。条件を満たす場合のみ許可。自転車点検を行い、学校指定のステッカーを貼り付ける。
	アルバイト実施時	アルバイト届	2年次以降に、保護者の承認を得てから、担任・部顧問の認証を受ける。
	物品紛失時	盗難紛失届	生徒指導課へ報告。
	交通事故発生時	交通事故届	生徒指導課へ報告。
	自動車学校入校時	自動車学校入校届	保護者の承認を得てから。自動車学校入校は、3年生の2学期期末考査終後。
	異装	諸届	特別な理由により服装規定が守れない場合、生徒指導課へ相談し、届を提出する。
	忌引	諸届	担任へ提出する。 ア 父母 7日 イ 祖父母・兄弟姉妹 3日 ウ 伯・叔父母（その他3親等） 1日 なお、遠隔地へ赴くときは、別途考慮する場合がある。
	早退	諸届	早退する場合には、諸届に記入して、以下のところへ届け出る。 ア 病気の時…担任と保健室 イ 病気以外の時…担任と生徒指導課
生徒会室	印刷物・出版物の配布、掲示	別途指示	生徒会課の認証を受ける。
(関係教諭作成)	公欠	公欠届	部活動の大会等で公欠に該当する場合は担任に連絡。

用紙所在	目的	名称	備考
(関係教諭作成)	考査の時間割発表後から終了までの間の部活動実施時	部活動特別練習許可願	生徒会課に提出。
職員室	遅刻	入室許可証	職員室で入室手続きを行う。
	学校保健安全法に定められている感染症罹患時	感染症によって異なるため、別途指示	すみやかに学校(担任)へ連絡し、指示を受ける。
	住所変更等	別途指示	姓名・住所・電話番号等に変更があった場合には、住民票を添えて、すみやかに担任へ届け出る。
	休学・転学・退学	別途指示	休学、退学の手続きは、愛知県県立高等学校学則に従って、保護者から担任を経て教務課へ届け出る。
	留学	別途指示	外国留学を希望する場合には、留学幹旋団体等の留学選考試験受験前に、保護者から担任を経て教務課へ届け出る。

- ・上記書類は、担任の指導を受けてから各係に提出する。
- ・保護者の承認が必要なものは承認を得る。
- ・その他許可が必要な場合には、諸届を使用して、必要な許可を受ける。

3 禁止規定

- (1) 1年生のアルバイトは、原則として禁止する。アルバイトを行う場合には、「アルバイト届」を保護者から担任を経て、生徒指導課に提出する。
- (2) 部室には授業中、許可なく立ち入ってはならない。(部室管理は別途指示する。)
- (3) 喫煙、飲酒、覚醒剤・大麻・シンナー等の薬物の使用・預り・所持等は厳禁とし、これに関係のある物品の所持も禁止する。
- (4) いじめ・暴力行為は、絶対にしてはならない。
- (5) 遊技場等の不健全な場所へは出入しない。
- (6) 運転免許試験は、卒業まで受験してはならない。
- (7) インターネットを利用する場合、以下の行為をしてはならない。
 - ア 誘いを受けた身元不明な者との接触。
 - イ 犯罪等に関与する行為。
 - ウ 学校の名誉を損なう情報を発信する行為。
 - エ 個人情報等をむやみに発信する行為。
 - オ 著作権などを侵害する情報を使用・発信する行為。
 - カ 他人を誹謗・中傷する情報を発信する行為。
 - キ 無責任に不正確な情報を発信する行為。
 - ク 不適切な情報等を発信する行為。
- (8) 朝のSTから帰りのSTまで携帯電話は使用してはならない。必ず、電源を切ってカバンのなかにしまっておく。

4 服装及び身だしなみ規定

オフィスや就職・進学試験を意識した服装を心掛ける。

(1) 制服

ア 学生服（3年）

黒色の詰め襟学生服（標準服）。

校章を左襟に付ける。

シャツ：規定の白長袖シャツまたは白半袖シャツ

ボタン：規定のもの（前5つ、袖2つ）。

上着丈：腕を伸ばし手のひら中央程度。

ズボン裾巾：21～23m

イ 紺ブレザー（3年）

規定の濃紺背広型ブレザー

校章を左胸につける。

規定の白ブラウスを着用し、規定のネクタイ・リボンを付ける。

スカート：車ひだ（ひだ数28本）。立って膝にかかる長さから膝下10cmまでとする。

ウ 制服（1・2年）

以下にある学校指定の制服を着用する。

ジャケット：ブラウンのジャケット。

シャツ：白シャツ（長袖、半袖）

スカートもしくはスラックスを着用する。

スカート：プリーツスカート、フレアスカート、函スカートのいずれか。立って膝にかかる長さから膝下10cmまでとする。

スラックス：ネイビーのスラックス

ネクタイ・リボン：各4種のいずれかを付ける。

エ 制服着用上の注意

(ア) 制服を変形させた場合は、修復する。修復不可能な場合は、再購入する。

(イ) ブラウスやシャツのはみ出し着用は禁止。

(ウ) スカートを折りまげたり、ベルトを使用しての着用は禁止。

(エ) 愛知県のさわやかエコスタイルキャンペーンの期間（5月1日～10月31日）は、ネクタイ・リボンを気候や体調に応じて着用すること。ただし、始業式・終業式・式典時や別途指示があった場合はブレザーやネクタイ・リボンを着用する。

(オ) オフィスカジュアルデーは、オフィスにふさわしい適度にカジュアルな服装とする。

(カ) 登下校は学校指定の制服を着用する。ただし、土日祝・長期休業中については、部顧問の申請により部で着用する運動着で登校をしてもよい。

< オフィスカジュアルデーにおける服装 >

○ふさわしい服装の例示

襟付シャツ（ポロシャツ）、丸首シャツ、ブラウス、ジャケット、セーター、カーディガン、ベスト、スラックス、チノパンツ、スカート

配慮が必要な洋服（Tシャツ、トレーナー、パーカー、ジーパン）

○ふさわしくない服装の例示

ジャージ、ハーフパンツ、サンダル、スリッパ、ミニスカート、オフショルダー、タンクトップ、ダメージ系・迷彩柄・どくろ柄等の服装、よれよれ・ルーズな服装、全面（前面・背面とも）を覆う企業ロゴやキャラクターデザイン、文字やメッセージ等が記されたデザインがついた服装

○防寒具については、校則の規定に準ずる。

(2) 靴下

ア 白、黒、グレー、濃紺色の無地かワンプointとする。

イ 長さは膝下からくるぶしが隠れるまでとする。

(3) 靴

ア 型は、厚底・ヒールは禁止する。

イ 革靴の色、運動靴の色は、華美でないものとする。

(4) 防寒具

ア 上着

華美でないものとする。

イ マフラー

装飾等がなく、華美でないものとする。

ウ タイツ・ストッキング

(ア) 色は黒色またはベージュとする。

(イ) 柄入りは禁止する。

(5) ベスト・カーディガン

ア 学校指定のものを着用する。

イ 通年着用しても良い。ただし、式典時はジャケット・ブレザーまたは学生服を着用する。

(6) 通学用カバン

無地を基調とした華美でないもの。

(7) 頭髪

ア 常に端正で清潔にする。

イ パーマ、カラー、ブリーチ等の加工は禁止する。

ウ 髪をまとめる場合は、黒、濃紺、茶色のゴム又はピンとする。

(8) その他

ア 化粧及び装飾品等

(ア) 化粧をしない。

(イ) 校章以外のバッジ類、ピアス、指輪、ネックレス等の装飾品類は、身に付けない。

5 貴重品管理規定

- (1) 現金および貴重品の管理は、原則として自己管理とする。
- (2) 移動教室の際の教室や更衣場所は必ず施錠する。

6 生徒の政治的活動等に関する規定

- (1) 教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことは禁止する。
- (2) 放課後や休日等に学校の構内において選挙運動や政治的活動を行う場合には、施設管理や他の生徒の日常の学習活動、その他教育を円滑に実施する上で支障が生じる場合は、制限又は禁止する。
- (3) 放課後や休日等に学校の構外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合、あるいは、自身又は他の生徒の学業や生活等への支障がある場合などは、制限又は禁止する。

7 その他の規定

- (1) 始業から終業までの間は外出しない。下校時刻は午後6時とする。
- (2) 公共物を破損させた場合は弁償する。
- (3) 外部団体への加入またはそれらの行事に参加する場合には、学校生活に支障をきたさないようにする。
- (4) 遺失、拾得、盗難があった場合には、すみやかに生徒指導課へ報告する。

8 交通安全に関する対応

- (1) 交通ルールを遵守し、交通事故防止には十分留意する。
- (2) 二人乗り・傘さし運転はしない。夜間は必ず点灯する。
- (3) 徒歩及び自転車運転中に携帯電話やスマートフォン、携帯用音楽プレーヤーを使用しない。
- (4) 四ない運動（免許を取らない・買わない・乗らない・乗せてもらわない）は、必ず遵守する。
- (5) 交通事故が発生した場合には、軽いけがや外傷がなくても医師の診断を受け、必ず警察署に届け出る。また、学校へも必ず連絡する。
- (6) 車との交通事故で被害者になった場合には、相手の氏名・住所・電話番号・勤務先・ナンバー等を確認する。
- (7) 自転車のヘルメット着用は努力義務となっている。

9 不審者対応

- (1) できるだけ複数で登下校する。
- (2) 携帯電話等に夢中にならず、不審者の接近に注意する。
- (3) 登下校の際、危険な場所、人通りの少ない道路、暗い道などは避ける。
- (4) 不審者に遭遇したら、大声を出して逃げる。「こども110番の家」やコンビニエンス

ストアなど近くの人に助けを求め、直ちに110番へ通報する。

(5) 被害にあった場合には、直ちに警察へ通報し、その後学校へも必ず連絡する。

(6) 校内に侵入した不審者への対応は、別途指示する。

10 校則の変更方法

変更が必要だと思われる校則の検討

↓（変更の必要があれば）

【学校】⇔【生徒会執行部や正副室長会、PTA役員会等との意見交換】

関係分掌・学年会で協議

↓（変更をする場合は）

運営委員会

↓

職員会議

↓

生徒・保護者・学校評議員会へ周知及びHPへ掲載

【校時表】

平常授業（火～金曜）			月曜授業		
S	T	8:35～ 8:45	S	T	8:35～ 8:45
第 1 限		8:50～ 9:40	第 1 限		8:50～ 9:40
第 2 限		9:50～ 10:40	第 2 限		9:50～ 10:40
第 3 限		10:50～ 11:40	第 3 限		10:50～ 11:40
第 4 限		11:50～ 12:40	第 4 限		11:50～ 12:40
昼 食		12:40～ 13:15	昼 食		12:40～ 13:15
第 5 限		13:20～ 14:10	第 5 限		13:20～ 14:10
第 6 限		14:20～ 15:10	第 6 限		14:20～ 15:10
S T・清掃		15:10～	第 7 限		15:20～ 16:10
			S T・簡易清掃		16:10～

・令和5年4月一部改訂

・令和6年3月一部改訂